

## 公告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和 8 年 7 月 8 日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

本案件は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札によるものである。また、総合評価落札方式に係る自己採点方式の対象案件である。

### 一 競争入札に付する事項

- 1 事業名 大分県県有建築物照明改修事業（大分地区）
- 2 工期 令和 11 年 1 月 31 日（水）限り
- 3 事業概要 大分県県有建築物照明改修事業（大分地区）入札説明書のとおり
- 4 予定価格 312,708,000 円（消費税等相当額を含む。）  
内訳は以下のとおり  
設計業務 11,169,400 円（消費税等相当額を含む。）  
施工業務 301,538,600 円（消費税等相当額を含む。）

### 二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### 1 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、複数で構成した企業グループとし、個人の応募は認めない。
- (2) 入札参加者は、複数で構成した企業グループの代表企業を定めること。

代表企業は、本事業の中心的立場で本事業に関する企画・運営及び本事業の関係者の相互調整を統括して行う役割を担うとともに、県との連絡調整及び必要手続を行い、事業の円滑な遂行に責任を持つこと。また、代表企業は、設計業務に当たる者、もしくは施工業務に当たる者のいずれかであること。

入札参加者である複数で構成した企業グループの構成員は、他の入札参加者として重複参加をしてはならない。

- (3) 事業予定者は、事業契約締結までに特別目的会社を設立することができる。この場合、事業予定者は、特別目的会社に出資すること。
- (4) 参加申込書により、参加の意思を表明した構成員の変更は原則として認めない。

#### 2 入札参加者に共通する参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる事項を全て満たす場合でなければ、本事業に応募することができない。

##### (1) 入札参加者の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 公告の日以降契約の前日までの間において、大分県が発注する建設工事等の契約並びに物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加者の資格を有

する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 開札予定日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

オ 県税を滞納していないこと。

カ 入札参加者又は入札参加者の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ・ 暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ・ 暴力団員が役員となっている事業者
- ・ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ・ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
- ・ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。

## （2） 関係会社の参加制限

入札参加者等は、他の入札参加者の構成員及び協力企業と次の資本関係又は人的関係にない者であること。

### ア 資本関係

（ア）親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 大分県の競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合

ウ その他参加不適格者

本事業の審査委員会の委員本人及び委員が属する企業並びに同社と前記「(2) 関係会社の制限」と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者。

3 入札参加者の業務別の参加資格要件

入札参加者のうち、以下(1)及び(2)に示す業務を担当する者は、それぞれ以下に掲げる資格及び実績を有する者とする。

各業務に当たる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務に当たるとは認めないものとする。

(1) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、次の要件を全て満たすこと。

- ア 管理技術者及び照査技術者は、常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日以前3ヵ月以上前に雇用されたものであり建築士法に基づく一級建築士、二級建築士又は建築設備士の資格を持つ者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は兼ねることはできない。
- イ 令和8年度において大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(昭和60年大分県告示第235号)に基づく建築関係コンサルタント業務に係る入札参加資格を有する者であること
- ウ 本店の所在地は、大分県内であること。
- エ 建築士法第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。

(2) 施工業務に当たる者

施工業務に当たる者は、以下の要件ア～ウを満たす者であること。

施工業務を複数の企業で行う場合は、以下のア～ウを満たす2者を構成員とする特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)に限り参加を認める。ただし、共同企業体の取扱いは「大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱(昭和53年4月18日大分県告示第398号)」によるものとし、共同企業体の配置予定技術者は、代表構成員からウ(ア)～(ウ)のすべてを満たす監理技術者を専任配置し、その他構成員からはウ(ア)及び(ウ)を満たす主任技術者を専任配置すること。また、共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単体として本案件の入札に参加することができないものとする。

ア 企業

- (ア) 建設業法第3条第1項の規定による「電気工事」に係る特定建設業の許可

を受けていること。

(イ) 令和 8 年度において「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和 39 年大分県告示第 481 号)」の「電気工事」の A 等級に格付けされていること。

イ 本店所在地

本店の所在地は、大分県内であること。「本店」とは、建設業法に基づく主たる営業所とする。

ウ 配置予定技術者

(ア) 電気工事の業種に係る建設業法第 15 条第 2 号の資格を有すること。

(イ) 電気工事の業種に係る監理技術者資格者証を有しており、監理技術者講習を修了しているものであること。

(ウ) 競争参加資格証明資料提出日以前 3 ヶ月以上前に雇用されたものであること。

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び契約条項を示す場所

1 担当課

郵便番号 870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県総務部県有財産経営室公共施設総合管理班 (大分県庁舎本館 3 階)

電話 097-506-2975

FAX 097-506-1830

E-mail a11150@pref.oita.lg.jp

2 入札説明書等

入札説明書等については、大分県県有建築物照明改修事業のホームページにより示す。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11150/syoumei.html>

四 入札手続き等

1 落札者の選定及び決定

本件入札は、価格及び過去実績等を総合的に評価して、評価値の最も高いものを落札者として決定する総合評価一般競争入札方式により行う。

学識経験者等により構成される「大分県県有施設照明改修事業事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、選定委員会で規定する評価基準に基づき、入札価格及び過去実績等を総合的に評価する。

2 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

3 競争入札参加申込に関する提出書類の提出

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 21 日 (火) から令和 8 年 7 月 23 日 (木) まで

(2) 提出方法

電子メールへの添付により下記アドレスに提出すること。電子メールの件名は、

「大分県県有建築物照明改修事業（大分地区）入札参加申込書等の提出」とすること。電子メール受信後、24時間以内に受付番号を返信する。受付番号の返信が無い場合は、担当課へ連絡すること。

(3) 提出先の電子メールアドレス

all1150@pref.oita.lg.jp

4 入札、技術資料評価及び競争参加資格審査に関する提出書類の提出

入札参加者は、入札、技術資料評価及び競争参加資格審査に関する提出書類を以下のとおり提出しなければならない。提出書類の種類及び提出部数等、作成に当たっての要領は、「入札説明書別添資料4 提出書類作成要領及び様式」に示す。提出書類は、持参又は郵送すること。

提出書類のうち入札書、入札金額内訳書は、まとめて任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「大分県 総務部 県有財産経営室 公共施設総合管理班」、「入札参加者名」及び「大分県県有建築物照明改修事業（大分地区）に係る入札書在中」（朱書）と記載すること。

(1) 提出書類を持参する場合

ア 受付期間

令和8年7月28日（火）～令和8年7月30日（木）

午前9時～正午、及び午後1時～4時

イ 受付場所

大分県 総務部 県有財産経営室

(2) 提出書類を郵送する場合

ア 受領期限

令和8年7月30日（木）午後4時必着

イ 送付先

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県 総務部 県有財産経営室 公共施設総合管理班

ウ 送付方法

必ず「配達記録郵便」とすること。また、提出書類一式を封筒に入れ密封し、表に「大分県県有建築物照明改修事業（大分地区）に係る入札提出書類在中」と朱書して郵送することし、郵送した旨を担当課へ連絡すること。

5 開札の立会い

入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。立ち会いを希望する場合には、入札提出書類受付期間内に担当課に電話もしくはE-mailにより立ち会いを希望する旨を申し出ること。

なお、全入札参加者から立会いの希望が無かった場合には、当該入札事務に関係のない大分県職員が立ち会うこととする。

(1) 日時

令和 8 年 7 月 31 日（金）10 時～11 時

（2）会場

大分県庁舎本館 4 階 41 会議室

5 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知する。電話等による問合せには応じない。

入札結果は、審査結果と併せて県のホームページにおいて公表する。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 20 条第 3 項の規定により免除とする。

2 契約保証金

設計・施工費の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、大分県契約事務規則第 5 条第 3 項の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合がある。

六 無効入札に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時ににおいて「2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

1 競争入札参加申込兼資格確認申請書に記載された代表者以外の者が行った入札

2 入札参加資格のない者が行った入札

3 委任状が提出されていない代理人の入札

4 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入札

5 入札時刻に間に合わなかった者の入札

6 記名押印を欠いた入札

7 入札金額を訂正した入札

8 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札

9 明らかに連合によると認められる入札

10 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札

11 その他入札に関する条件に違反した者の入札

七 設計業務に係る最低制限価格に関する事項

本案件は、設計業務に係る者の金額には最低制限価格を定める。

八 施工業務に係る低入札価格調査制度に関する事項

本案件は、施工業務に係る者の金額には低入札価格調査基準価格及び失格基準を定める。

九 その他

詳細は、大分県県有建築物照明改修事業入札説明書等によるものとする。